別紙１

**適切な消火活動体制の判定について**

①　勤務する医師等の職員数が、病床数（以下『許可病床数』という。）１３に対し１名を下回らない体制は、次のように算定してください（規則第５条第３項第１号）。

**X÷１３＝Ｙ**

**X**（許可病床数）＝　　　　　　　　　　　**Ｙ**=　　　　　　（小数点以下は切上げ）

**Ｚ**（１日の中で、最も職員が少なくなる時間帯に勤務している医師等の職員数）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝

ＹとＺの関係が**『Ｙ＞Ｚ』**の場合、適切な消火活動体制の要件を満たさないため、用途は**６項イ（１）**となります。

ＹとＺの関係が**『Ｙ≦Ｚ』**の場合、②の算定方法に進んでください。

②　勤務する医師等の職員数（宿直勤務者を除く）が許可病床数６０に対し２名を下回らない体制は、次のように算定してください（規則第５条第３項第２号）。

**X÷６０＝Ｙ´**

Ｘ：許可病床数

なお、Ｙ´にあっては、上記式で求めた数を次の表に当てはめ得た数とします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 上記式で求めた数 | Ｙ´ | 上記式で求めた数 | Ｙ´ |
| １以下 | ２ | ４を超える５以下 | １０ |
| １を超える２以下 | ４ | ５を超える６以下 | １２ |
| ２を超える３以下 | ６ | ６を超える７以下 | １４ |
| ３を超える４以下 | ８ | ７を超える８以下 | １６ |

**Ｙ´**＝

**Ｚ´**（Ｚから宿直勤務者数を引いた職員数）＝

Ｙ´とＺ´の関係が**『Ｙ´≦Ｚ´』**の場合、適切な消火活動体制の要件を満たすため、用途は**６項イ（３）**となります。

　Ｙ´とＺ´の関係が**『Ｙ´＞Ｚ´』**の場合、適切な消火活動体制の要件を満たさないため、用途は**６項イ（１）**となります。

菊池広域連合消防本部